

江南市新型インフルエンザ等 対策行動計画(案)

平成26年 月

江 南 市

【 目次 】

I はじめに

策定の経緯	1
-------	---

II 対策の基本方針

1 策定にあたっての基本的考え方	3
2 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	5
3 流行規模及び被害の予測	5
4 発生段階	6
5 関係機関の役割	7
6 対策の基本項目	8
7 実施体制	10
<組織図>	12
<各発生段階の実施体制・対策>	13
<市部署の主な対策>	15

III 各段階における対策

1 未発生期	16
(1) 実施体制	17
(2) サーベイランス(発生動向の調査)・情報収集	17
(3) 情報提供・共有	17
(4) 予防・まん延防止	18
(5) 医療	18
(6) 市民生活の安定の確保	18
2 海外発生期	19
(1) 実施体制	19
(2) サーベイランス(発生動向の調査)・情報収集	20

(3) 情報提供・共有	20
(4) 予防・まん延防止	20
(5) 医療	21
(6) 市民生活の安定の確保	21
3 県内未発生期・県内発生早期	22
(1) 実施体制	22
(2) サーベイランス(発生動向の調査)・情報収集	23
(3) 情報提供・共有	23
(4) 予防・まん延防止	24
(5) 医療	25
(6) 市民生活の安定の確保	26
4 県内感染期	27
(1) 実施体制	27
(2) サーベイランス(発生動向の調査)・情報収集	27
(3) 情報提供・共有	28
(4) 予防・まん延防止	28
(5) 医療	30
(6) 市民生活の安定の確保	30
5 小康期	31
(1) 実施体制	31
(2) サーベイランス(発生動向の調査)・情報収集	31
(3) 情報提供・共有	31
(4) 予防・まん延防止	32
(5) 医療	32
(6) 市民生活の安定の確保	32
《用語解説》	33

(注) 本文中、*印が付された用語について、《用語解説》に掲載しています。

(例) 近年、東南アジアを中心に高病原性インフルエンザ*1 (H5N1型) が発生しており、このウイルスが人へ感染し、死亡例も報告されている。

*1 「高病原性鳥インフルエンザ」は、巻末に用語についての解説があります。

I はじめに

策定の経緯

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルス*2 とウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。

ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック*3）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

20世紀では、大正7年（1918年）に発生したスペインインフルエンザの大流行が最大で、世界中で4千万人が死亡したと推定されており、我が国でも約39万人が死亡したとされている。

また、昭和32年（1957年）にはアジアインフルエンザ、昭和43年（1968年）には香港インフルエンザがそれぞれ発生し、大流行しており、医療提供機能の低下をはじめ、社会機能や経済活動における様々な混乱が記録されている。

ここ数年、東南アジアなどを中心に鳥の間でH5N1亜型の高病原性鳥インフルエンザが流行しており、このウイルスが人に感染し、鳥インフルエンザ（H5N1）を引き起こし死亡する例も報告されている。このような鳥インフルエンザ（H5N1）のウイルスが変異すること等により、人から人へと効率よく感染する能力を獲得して強い病原性を示す新型インフルエンザが発生することが懸念されている。

国では平成17年（2005年）12月に「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、医療体制の確保を中心に体制整備が進められ、平成20年（2008年）4月には「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律」（以下「感染症法」という。）が成立し、水際対策など新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、平成21年（2009年）2月、同行動計画の抜本的な改定を行った。

こうした中、平成21年（2009年）4月、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的な大流行となり、我が国でも発生後1年余りで約2千万人がり患したと推計された。死亡者数は203人で、死亡率は0.16（人口10万対）と諸外国と比較して低い水準にとどまった。

愛知県内では同年6月17日に患者が確認され、以降、患者は増加し、最初の流行が終息した時点で、入院患者は1,374人、死者数は16人であった。

この対策実施を通じて、病原性が季節性並であっても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られたため、平成24年（2012年）2月に「新型インフルエンザ対策行動計画」の更なる改定を行うとともに、平成24年（2012年）5月に、病原性の高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下「特措法」という。）が制定された。

平成25年（2013年）6月に同法第6条に基づき、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「国計画」という。）を策定した。

県でも新型インフルエンザ等対策を医療体制確保のみならず、社会機能を維持すべき重大な危機事案として捉え、発生前の段階から効果的な総合対策を進めていくため、平成25年(2013年)11月に「愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「県計画」という。)を策定した。

江南市では、平成25年(2013年)7月に制定した「江南市新型インフルエンザ等対策本部条例」により体制を整備し、市が実施する具体的対策である「江南市新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「市計画」という。)を策定して、新型インフルエンザ等発生による被害を最小限にし、市民生活の安全・安心の確保を図ることとした。

Ⅱ 対策の基本方針

1 策定にあたっての基本的考え方

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時期や流行を正確に予知することは困難であり、その発生そのものを阻止することも不可能である。また、交通手段の発達等により地球規模で大量の人が移動する時代でもあり、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、日本、そして本県、本市への侵入は避けられないものと考えられる。

ひとたび病原性が高く、感染力が強い新型インフルエンザ等が流行すれば、健康被害は甚大となり、保健医療の分野だけでなく社会全体に影響が及び、市民生活、経済活動の破綻が危惧される。

こうした事態を生じさせないよう、市としては、県・近隣市町・関係機関と連携し、「感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる」「市民生活に及ぼす影響が最小となるようにする」の2点を主たる目的として対策を講じていく。

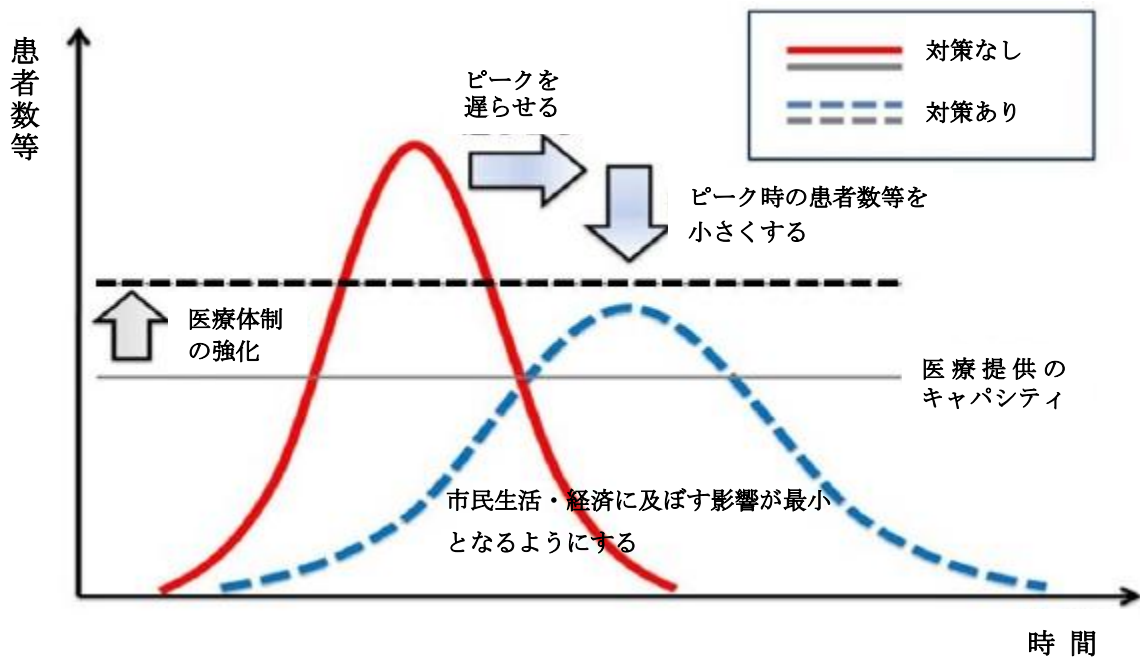
●感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる

- ・感染の拡大を抑え、流行のピークを遅らせ、医療体制の構築やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負担を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

●市民生活に及ぼす影響が最小となるようにする

- ・市内での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・業務継続計画の作成・実施等により、市民の生活を維持するために必要な社会・経済機能の維持に努める。

<対策の効果概念図>



(2) 基本的考え方

市町村は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、社会的弱者への支援に関し主体的に対策を実施することが求められる。対策の実施にあたっては、県や近隣の市町との緊密な連携を図ることが重要である。

このため、実施体制である対策本部の組織体制をフラット化し、最新の情報をより早くわかりやすく市民に提供し、ワクチンの接種体制の整備、患者や高齢者、障害者への生活支援を受け持つとともに、日頃から国や県、関係機関との連携、情報共有に努めることとする。

なお、新型インフルエンザ等の流行は、必ずしも予測どおりに展開するものではないことを前提に、随時計画を見直し、必要な修正を行っていくものである。

(3) 流行規模及び被害の予測

今後も新型インフルエンザ等の発生の時期や形態についての予測は常に変わりうること、随時最新の科学的な知見を入れ見直すことから、正確な予測を行うことは非常に困難であるが、市計画を策定する前提を明らかにするため、流行規模及び被害の予測を行う。流行規模及び被害は県の示した数値に基づいて予測した。

(4) 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて取るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めていくことが必要である。

計画の策定にあたり、県が定める6つの発生段階で市も対応することとする。これは、新型インフルエンザ等の流行は広範囲で同時進行することが予想され、市が独自の設定区分に基づいて行動することは非効率的であると考えられるためである。

(5) 対策の基本項目

新型インフルエンザ等対策の主たる目的「感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる」「市民生活に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するため6項目に分けて立案した。

県計画が分類する主要項目に基づき「実施体制」「サーベイランス(発生動向の調査)*4・情報収集」、「情報提供・共有」、「予防・まん延防止」、「医療」、「市民生活の安定の確保」を市計画の基本項目とした。

2 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

(1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重する。医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等の実施にあたって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施にあたって、法令の根拠があることを前提として、住民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなど状況によっては、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講じないこともあり得ることに留意する。

(3) 関係機関相互の連帯協力の確保

江南市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づく江南市新型インフルエンザ等対策本部は「政府対策本部」「県対策本部」と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

(4) 記録の作成・保存

市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

3 流行規模及び被害の予測

新型インフルエンザ等の流行規模は、出現した新型インフルエンザウイルス*5の病原性や感染力、人の免疫力、社会環境など多くの要素に左右され、軽微なものから重篤なものまで様々な場合があり得る。人類は免疫のない状態で新しいウイルスと直面することとなり、都市化の進行、人口密度の増加、国際的な輸送・交通網の発達などにより、過去の流行と比較すると、より急速に世界中に広がり、より多くの患者・重症患者が発生することが予測される。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した場合、この規模を超える事態となることもあり得ることを念頭に置くことが重要である。

また、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、衛生状況等については予測の前提とはしていない。流行規模について、「全人口の約25%が罹患し、流行が8週間程度続く」という国の想定（国計画）をもとに、流行予測を行った。

＜流行規模及び被害の予測＞

（単位：人）

	江南市	愛知県	全国
受診患者数	10,090～19,500	約750,000～1,450,000	約1,300万～2,500万
入院患者数	418～1,555	約31,000～116,000	約53万～200万
死亡者数	129～488	約10,000～37,000	約17万～64万
1日あたりの最大入院患者	79(中程度) 309(重度)	約6,000(中程度) 約23,000(重度)	約10.1万(中程度) 約39.9万(重度)

*平成22年10月1日現在の人口割合から算出(愛知県人口：全国の5.8%)

4 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことが出来るよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定める。

市における発生段階の区分については、県計画の区分にならない、その移行についても県の決定に合わせる。

なお、各段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも段階どおりに進行するとは限らないので、状況の変化に応じることが必要である。

<発生段階>

発生段階(国)	発生段階(県)	状 態
未 発 生 期	未 発 生 期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海 外 発 生 期	海 外 発 生 期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	県内未発生期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
	県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える段階
国内感染期	県内感染期	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者減少
	小 康 期	小 康 期

5 関係機関の役割

(1) 国の役割

国は、国全体の新型インフルエンザ等対策の体制の構築を行い、対策全体の基本方針を示すとともに、政府一体となった対策を強力に推進する。

また、医学公衆衛生等の専門家からの意見を踏まえつつ、新型インフルエンザ等やワクチン等の調査・研究を推進する。

(2) 県の役割

県は、特措法及び感染症法等に基づく措置の実施主体として、感染症対策の中心的な役割を担っており、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し主体的に取り組む。

また、市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。

(3) 市の役割

市は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、高齢者など要支援者への支援に関し主体的に対策を実施する。

(4) 医療機関の役割

医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等患者を診察するための院内感染対策や必要な医療資器材の確保等を行う。

また、発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画の策定や、江南保健所が中心となって進める地域における医療連携体制の構築に協力し、発生状況に応じて、患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

- (5) 社会機能の維持に関わる事業者（特措法第 28 条に規定される登録事業者）の役割
医療関係者、公共サービス提供者、医薬品・食料品等の製造販売事業者、運送事業者、報道機関等については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から事業継続計画の策定や従業員への感染予防策の実施などの準備を積極的に行う。
新型インフルエンザ等の発生時には、事業継続計画を実行し、その活動を継続するように努める。
- (6) 一般事業者の役割
一般の事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染予防や事業継続に不可欠な重要業務への重点化のための準備を行う。
新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に不特定多数の者が集まる事業を行う者については、事業の自粛等、新型インフルエンザ等のまん延を防止するための要請等に協力する。
- (7) 市民の役割
新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など対策に関する知識を得るとともに、季節性のインフルエンザでも行っているマスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。
また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。
新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めるとともに、不要不急の外出の自粛など新型インフルエンザ等のまん延を防止するための要請等に協力する。

6 対策の基本項目

- (1) 実施体制
新型インフルエンザ等に迅速かつ的確に対応するためには、各段階に応じた行動計画をあらかじめ策定しておき、市民や関係機関に周知しておく必要がある。
新型インフルエンザ等は、そのウイルスの病原性が高く感染力が強い場合等、多数の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小・停滞を招くことが危惧されており、市全体の危機管理の問題として取り組む必要がある。このため防災安全課と健康づくり課が中心となり、全庁一丸となった取り組みが求められる。
新型インフルエンザ等が発生前においては、健康づくり課が中心となり、事前準備の進捗を確認し、関係各課が相互連携する。
新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、全庁一丸となった対策を強力に推進する方針等を示すため、ただちに江南市新型インフルエンザ等対策本部を設置する。
また、国、県、保健所の対策に協力するとともに、医師会等の医療関係機関、学校、保育園(所)のほか、事業者などの協力が不可欠である。さらに近隣市町との協力体制を整備し、

患者の流入や設備の活用等の情報交換および対策の連携を行う。

市は、市民からの新型インフルエンザ等の相談に対応するために、相談窓口を開設し、流行の推移に応じ、予防や医療体制に関する相談に加え、生活福祉等の多様な相談に対応できる体制とする。

(2) サーベイランス(発生動向の調査)・情報収集

情報収集については、随時、国・県などから情報を収集する。

さらに、地域医療体制の維持に携わる入院医療機関等との会議を開催するなど、情報共有、意見交換など緊密に行う。

(3) 情報提供・共有

新型インフルエンザ等に関する情報については、感染予防と拡大防止の観点から、各発生段階別に適時適切に正確な情報を市民に発信し、社会混乱を起こさないことを目的とするとともに、市民に発信するメッセージについては、患者やその家族の人権には十分に配慮し、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝えることに重点を置く。

また、関係機関等との連絡体制を整備し、迅速な情報共有を行うことにより、被害の拡大防止を図る。

<情報提供体制>

情報提供手段	担当課	未発生期	海外発生期	国内発生早期		国内感染期		小康期
				県内未発生期	県内発生早期	県内感染期		
記者会見	地域協働課		→	→	→	→	→	→
広報紙、ホームページ	地域協働課	→	→	→	→	→	→	→
あんしん・安全ねっとメールサービス等	防災安全課		→	→	→	→	→	→
学校・施設などを通じた情報提供	教育課 各施設所管課		→	→	→	→	→	→
高齢者等への訪問等による情報提供	高齢者生きがい課		→	→	→	→	→	→
相談窓口	健康づくり課		→	→	→	→	→	→

(4) 予防・まん延防止

予防とまん延防止対策としては、市民に対して、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等基本的予防策の実施を広く呼びかける。

学校、保育園(所)等では集団感染になる可能性が高いことから、必要に応じて臨時休業等を実施する。

外出や集会の自粛の要請や一部の事業の自粛の要請等の対策を行い、社会的活動における接触の機会を減らす。

なお、実際に対策を実施する際に協力が得られるよう、発生前から広く周知することが重要である。

予防接種については、国・県と連携し、医師会等の協力を得て、県内発生前に医療従事者と社会機能維持にかかわる人を対象に特定接種を行う。続いて全市民に対して住民接種を行う。

(5) 医療

海外発生期には、新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、国内各地域において帰国者・接触者外来*6 が確保され、同時に帰国者・接触者相談センター*7 が設置される。市は、この帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者相談センターの周知を行う。

県内発生早期の段階では、新型インフルエンザ等患者等は感染症指定医療機関*8 等に入院させる。

県内感染期等においては、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関で診療する体制に切り替えられる。

なお、患者数が大幅に増加し臨時医療施設を市施設に設置する場合も想定し、会場及び人員等の計画を策定しておくものとし、在宅療養の患者に対しても支援体制を整備しておくこととする。

(6) 市民生活の安定の確保

新型インフルエンザ等は、多くの市民がり患し、流行が8週間程度続くと予想されている。

また、本人のり患や家族のり患等により、従業員の最大40%が欠勤することが予想され、社会・経済活動の大幅な縮小と停滞を招くとともに、公共サービスの中断や物資の不足により最低限の市民生活を維持することすらできなくなる恐れがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限にできるよう、事前に十分な準備を行うとともに、新型インフルエンザ等に対応した業務継続計画を策定し、職員や職場における感染対策、継続すべき重要業務の選定、従業員の勤務体制などをあらかじめ定める。

具体的な市民生活への対応としては、高齢者等要支援者への支援、在宅療養する患者等への支援、ごみ収集やし尿処理機能の確保、安定的な水の提供を行い、各事業所に対しては状況に応じて活動の支援及び自粛の要請を行う。

万一、新型インフルエンザ等による死者が多数発生した場合に備えて関係機関と連携し、火葬場、遺体安置所の確保等を図る。

7 実施体制

(1) 「江南市新型インフルエンザ等対策本部」

市新型インフルエンザ等対策本部は新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときに、市長が設置する。(江南市新型インフルエンザ等対策本部条例)

●会議の開催

新型インフルエンザ等の市内発生に備えた情報共有、危機対策を全庁的に進めるため、「江南市新型インフルエンザ等対策本部会議」を開催

●組織

- ・本部長……………市長
- ・副本部長……………副市長、教育長

- ・本部員……………各部局長
- ・事務局……………防災安全課、健康づくり課

●主な所掌事務

- ① 市内発生に備えた総合的な対策に関する事項
- ② 発生時における市民等への支援・指導に関する事項
- ③ 発生時における被害拡大防止に関する事項
- ④ 関係機関等との連絡調整に関する事項
- ⑤ その他必要な事項

(2) 「江南市新型インフルエンザ等対策連絡部」

新型インフルエンザ等対策の総合的な推進を図るために、必要な情報の収集・整理や発生に備えた事前準備等を進めるために、市対策連絡部を置く。

●会議の開催

●組織

- ・部長……………健康福祉部長
- ・副部長……………危機管理室長
- ・連絡部員……………全課長
- ・事務局……………防災安全課、健康づくり課

●主な所掌事務

- ① 市対策本部の事前調整
- ② 行動計画等の作成検討
- ③ 関係機関との連絡調整
- ④ その他必要な事項

(3) 「江南市事務局連絡会議」

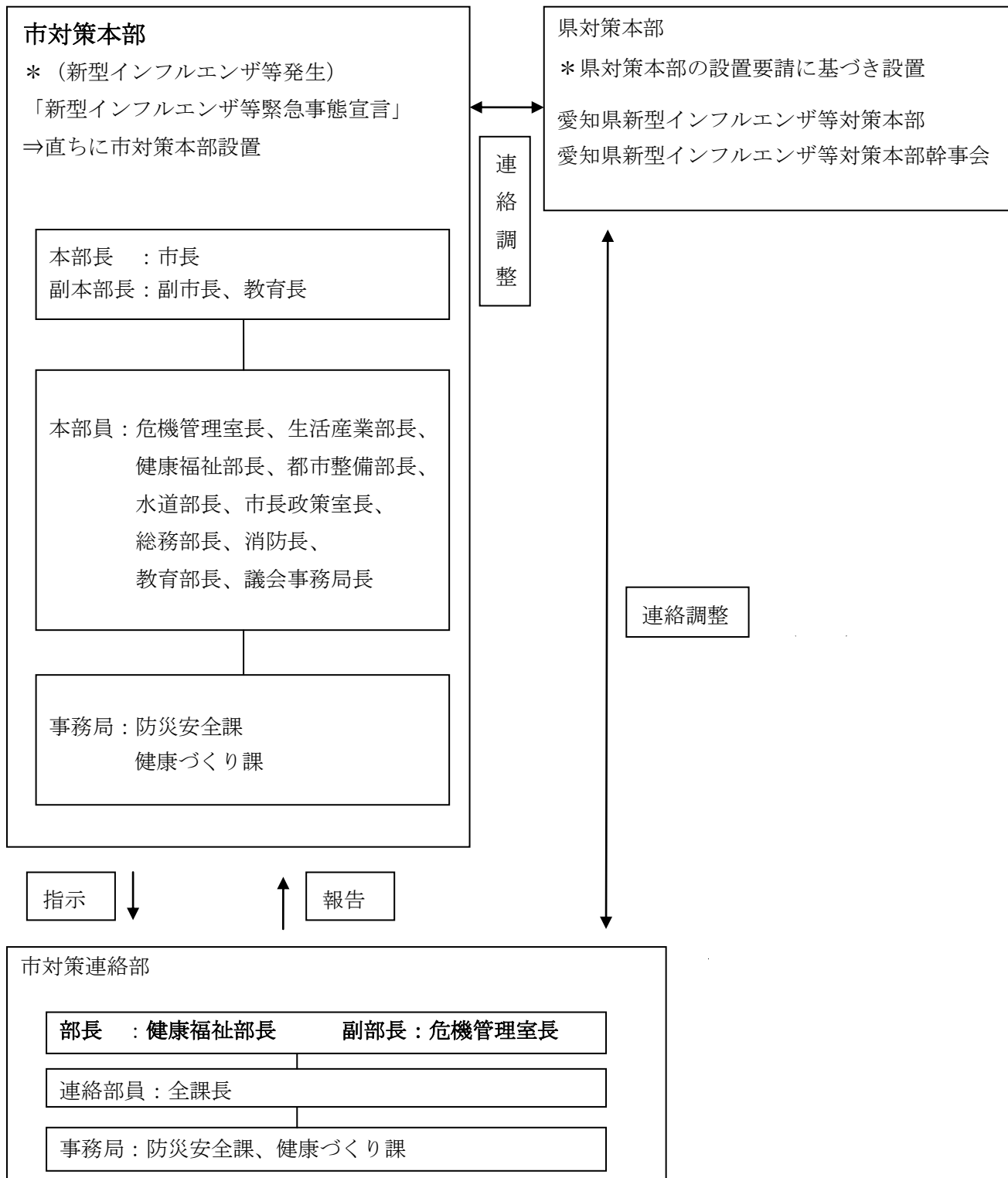
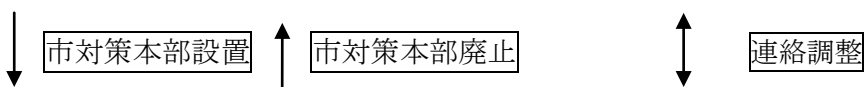
●対策本部設置前・廃止後の連絡調整会議

●組織 危機管理室長、健康福祉部長、防災安全課、健康づくり課

(4) 「愛知県新型インフルエンザ等対策本部」との連携

<組織図>

市事務局連絡会議(未発生期・海外発生期または小康期に組織)



<各発生段階の実施体制・対策>

発生段階		県実施体制	県対策	市実施体制	市対策
1 未発生期 (P16～P18)		県対策本部幹事会	発生に備えた体制の準備を行う。	市事務局連絡会議 市対策連絡部 P17 1- (1)	(1)行動計画等の策定 (2)情報収集・提供 (3)連携体制の整備 (4)感染予防対策の周知 (5)医療体制の整備状況の把握 (6)支援を必要とする市民への生活支援体制の検討 P16
2 海外発生期 (P19～P21)		県対策本部幹事会 (県対策本部)	厚生労働大臣の新型インフルエンザ等の発生の公表により、県内発生に備えた体制の準備を行う。	市事務局連絡会議 市対策連絡部 P19 2- (1)	(1)市対策本部設置の準備 (2)情報収集・提供 (3)関係機関との連携体制の強化 (4)感染予防対策の周知 (5)電話相談窓口の設置 (6)医療体制の整備状況の把握 (7)特定接種の実施、住民接種の準備 (8)支援を必要とする市民への生活支援体制の整備 P19
国内発生 早期	3 県内未発生期 (P22～P26)	県対策本部 県対策本部幹事会	県内の発生に備え、海外発生期の対策を継続する。国内発生、流行拡大に伴い、国の定める方針等について必要な対応を行う。	市対策本部 (緊急事態宣言で設置) 市事務局連絡会議 市対策連絡部 P22 3- (1)	(1)発生状況の把握 (2)感染防止策、拡大防止策の徹底 (3)市民に対する適切な情報提供
	3 県内発生早期 (P22～P26)	県対策本部 県対策本部幹事会	県内ではじめての患者(疑似症患者を含む)の発生を確認した場合に、必要に応じ、県新型インフルエンザ等専門家会議の開催。	市対策本部 市事務局連絡会議 市対策連絡部 P22 3- (1)	(4)電話相談体制の強化 (5)医療体制の確保のための関係機関への協力 (6)特定接種、住民接種の実施 P22
国内 感染期	4 県内感染期 (P27～P30)	県対策本部 県対策本部幹事会	患者(疑い含む。)の接触歴が疫学調査で追えなくなった場合等には、国と協議の上、県内感染期宣言を発表。	市対策本部 市対策連絡部 P27 4- (1)	・業務継続体制への移行 (1)市の施設の閉鎖及び学校等の臨時休校等 (2)不要不急の外出、集会等の自粛要請 (3)行政サービスの維持 (4)電話相談体制の拡充 (5)特定接種、住民接種の実施 (6)支援を必要とする市民等への生活支援 P27

発生段階	県実施体制	県対策	市実施体制	市対策
5小 康 期 (P31～P32)	県対策本部幹事会	国の小康期への移行発表された場合、措置を縮小・廃止する。	市事務局連絡会議 市対策連絡部 P31 5- (1)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市の施設の閉鎖の解除及び学校等の臨時休業の解除 (2) 外出の自粛等、社会活動の制限を終了 (3) 情報収集による第二波の早期探知 (4) 第一波対応の評価による各種対応の見直し (5) 特定接種、住民接種の実施 P31

<市部署の主な対策>

部署名	主な対策
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・市の行政機能の維持に関する事 ・市民の生活支援に関する事 ・職員及び家族の感染・まん延防止に関する事 ・県等関係機関からの情報収集に関する事 ・所管する会議・イベント等の調整に関する事 ・所管する施設の臨時休館等の調整に関する事
危機管理室	<ul style="list-style-type: none"> ・市対策本部、市対策連絡部及び事務局連絡会議に関する事 ・県対策本部との連絡調整に関する事 ・国・県への緊急要望に関する事 ・全庁的な危機管理に関する事 ・情報収集の総括に関する事
生活産業部	<ul style="list-style-type: none"> ・食料の調達、斡旋に関する事 ・農林畜産物の安定供給に関する事 ・企業活動の支援、自粛に関する事 ・中小企業に対する金融措置に関する事 ・宿泊施設等に関する事 ・廃棄物の処理に関する事 ・外国人の支援に関する事 ・省エネ等の協力依頼に関する事 ・火葬に関する事
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等に係る情報収集・分析に関する事 ・新型インフルエンザ等に係るまん延防止及び医療確保対策に関する事 ・医療機関との連絡調整に関する事 ・ワクチンの接種及び確保に関する事 ・保育園(所)に関する事 ・乳幼児の安全確保に関する事 ・社会福祉施設等に関する事 ・要支援者の支援に関する事
水道部	<ul style="list-style-type: none"> ・水の安定供給に関する事
市長政策室	<ul style="list-style-type: none"> ・市長、副市長の日程調整に関する事 ・広報、記者会見に関する事 ・職員の人事・サービスに関する事 ・職員の健康管理に関する事
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急対策予算措置に関する事 ・市有施設の活用に関する事 ・公用車の利用に関する事 ・必要物品の調達に関する事 ・市税等の徴収猶予及び減免に関する事
消防本部・署	<ul style="list-style-type: none"> ・患者の搬送に関する事
教育部	<ul style="list-style-type: none"> ・市立小中学校に関する事 ・児童及び生徒の安全確保に関する事 ・市内幼稚園に関する事 ・遺体の安置に関する事

Ⅲ 各段階における対策

発生段階ごとに、目標に基づき、主な対策、主要6項目（1実施体制、2サーベイランス(発生動向の調査)・情報収集、3情報提供・共有、4予防・まん延防止、5医療、6市民生活の確保)の具体的な対策を定め実施する。

この対策については、病原性が高く、感染力が強い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性が低い場合など様々な状況に対応できるよう選択肢を示すものである。

1 未発生期

○新型インフルエンザ等が発生していない状態

○海外において、鳥などの動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染は見られない状況

<目標>

- (1) 新型インフルエンザ等発生に備えた体制の整備
- (2) 新型インフルエンザ等対策の普及・啓発
- (3) 国・県との連携した発生の早期確認

<主な対策>

- (1) 新型インフルエンザ等対策行動計画等の策定
- (2) 新型インフルエンザ等の情報収集・提供
- (3) 新型インフルエンザ等に備えた連携体制の整備
- (4) 感染予防対策の周知
- (5) 医療体制の整備状況の把握
- (6) 支援を必要とする市民への生活支援体制の検討

1 未発生期

1 - (1) 実施体制

具体的対策	担当
<p>● 行動計画の策定</p> <p>①特措法の規定に基づき、また、国計画及び県計画を踏まえ、市計画を策定し、必要に応じて随時見直しを行う。</p> <p>②庁内に市計画及び関連情報を伝達し、情報の共有化を図る。</p> <p>③市職員が新型インフルエンザ等になり患することがないように十分な予防策を講じるとともに、一定数の市職員がり患した状況でも新型インフルエンザ等対策が十分に実施されるよう、また行政サービスの過剰な低下を招かないよう業務継続計画を策定し、市業務の絞込み、休止などを想定しておく。</p> <p>④県及び近隣市町、関係機関と情報交換を行うとともに、連携・緊急連絡体制を整備する。</p>	<p>防災安全課①②③④</p> <p>健康づくり課①②③④</p> <p>秘書政策課③</p> <p>全課③</p>

1 - (2) サーベイランス(発生動向の調査)・情報収集

具体的対策	担当
<p>● 発生情報の収集</p> <p>①国や県等が発信する新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザに係る情報を収集する。</p> <p>②学校、幼稚園、保育園(所)における季節性インフルエンザの発生状況を注視し、異常兆候があれば早期に把握する。</p>	<p>防災安全課①②</p> <p>産業振興課①</p> <p>子育て支援課②</p> <p>健康づくり課①②</p> <p>地域協働課①</p> <p>教育課②</p>

1 - (3) 情報提供・共有

具体的対策	担当
<p>● 市民への情報提供</p> <p>①新型インフルエンザ等及び高病原性鳥インフルエンザの基本的知識や標準予防策*9 について、広報紙、ホームページ等の広報媒体を使い、市民へ情報提供を行う。</p> <p>②海外渡航者に対し、海外での鳥インフルエンザの発生状況や予防策等の情報提供を行う。</p>	<p>防災安全課①②</p> <p>健康づくり課①②</p> <p>地域協働課①②</p>

1 未発生期

1 - (4) 予防・まん延防止

具体的対策	担当
<p>● 感染予防とまん延防止策</p> <p>①市民に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等の基本的な感染予防対策の啓発を図る。</p> <p>②市の施設及び職場における感染予防策を市職員に周知する。</p>	<p>防災安全課① 健康づくり課①② 地域協働課① 秘書政策課② 各施設所管課①②</p>
<p>● 衛生資器材の確保等</p> <p>消毒薬、マスク等の備蓄及び業務に従事する職員の感染予防のための感染防護服の整備を図る。</p>	<p>健康づくり課 秘書政策課</p>
<p>● ワクチンの接種体制</p> <p>国・県と連携して速やかにワクチンを接種するための体制を構築するとともにワクチンの役割や、供給体制、接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行う。</p>	<p>健康づくり課 地域協働課</p>

1 - (5) 医療

具体的対策	担当
<p>● 医療体制の構築</p> <p>帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置の準備協力や、感染症指定医療機関等での入院患者受入れの準備協力を行う。</p>	<p>防災安全課 健康づくり課 地域協働課</p>

1 - (6) 市民生活の安定の確保

具体的対策	担当
<p>● 要支援者等の把握</p> <p>新型インフルエンザ等流行時に支援を必要とする高齢者、障害者等の把握とともに、生活支援、搬送、死亡時等の対応の検討を行う。</p>	<p>高齢者生きがい課 福祉課 消防本部・署 各施設所管課</p>
<p>● 食料品等の確保</p> <p>市内流行期に備え、食料・生活必需品の確保ができるよう、市民自らが可能な限り備蓄に努めるよう周知を図る。</p>	<p>防災安全課 地域協働課</p>
<p>● 遺体に対する適切な対応</p> <p>火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行う。</p>	<p>防災安全課 市民サービス課 健康づくり課 生涯学習課</p>

2 海外発生期

<p>2 海外発生期 (国：未発生)</p> <p>○海外で新型インフルエンザ等が発生した状態</p> <p>○国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態</p> <p>○海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況</p> <p>◎国による新型インフルエンザ等海外発生公表</p>
<p><目標></p> <p>(1) 国内発生に備えた全庁的な体制の構築</p> <p>(2) 新型インフルエンザ等発生に関する情報収集の強化及び情報提供</p> <p>(3) 県、江南保健所及び医療機関等、関係機関との連携確立</p>
<p><主な対策></p> <p>(1) 市対策本部設置の準備（市対策本部が設置されるまでは市事務局連絡会議を開催）</p> <p>(2) 新型インフルエンザ等の情報収集・提供</p> <p>(3) 関係機関との連携体制の強化</p> <p>(4) 感染予防対策の周知</p> <p>(5) 電話相談窓口の設置</p> <p>(6) 医療体制の整備状況の把握</p> <p>(7) 特定接種の実施、住民接種の準備</p> <p>(8) 支援を必要とする市民への生活支援体制の整備</p>

2 - (1) 実施体制

具体的対策	担当
<p>● 市対策本部設置の準備</p> <p>①市事務局連絡会議において、県内発生に備え市新型インフルエンザ等対策本部設置の可否を検討する。ただし、国が緊急事態宣言を行った場合、県が対策本部を設置した場合には、速やかに対策本部を設置する。</p> <p>②引き続き、市職員が新型インフルエンザ等により患し、本計画が実行できなくなることがないように十分な予防策を講じるとともに、市業務の絞込み、休止などを想定しておく。</p>	<p>防災安全課①②</p> <p>健康づくり課①②</p> <p>全課②</p>

2 海外発生期

2 - (2) サーベイランス(発生動向の調査)・情報収集

具体的対策	担当
<p>● 発生情報の収集</p> <p>①WHO、国、県等から新型インフルエンザ等の発生情報を収集する。</p> <p>②引き続き学校、幼稚園、保育園(所)における季節性インフルエンザの発生状況を注視し、異常兆候があれば早期に把握する。</p> <p>③発生国への社員派遣会社からの帰国者情報を必要に応じ収集する。</p> <p>④関係部署からの情報を共有する。</p>	<p>防災安全課①④</p> <p>産業振興課③</p> <p>子育て支援課②</p> <p>健康づくり課①④</p> <p>地域協働課④</p> <p>教育課②</p>

2 - (3) 情報提供・共有

具体的対策	担当
<p>● 市民への情報提供</p> <p>①新型インフルエンザ等の発生状況、基本的知識や標準予防策、受診方法等について、広報紙、ホームページ等の広報媒体を使い、市民へ情報提供を行う。</p> <p>②海外への渡航予定者に対し、新型インフルエンザ等の発生状況や個人が取るべき対応及び渡航延期勧告に関する情報提供及び注意喚起を行う。</p>	<p>防災安全課①②</p> <p>健康づくり課①②</p> <p>地域協働課①②</p>
<p>● 相談窓口の設置</p> <p>国から発出される新型インフルエンザ等Q&A等を活用し、市民からの相談に対応できるよう電話相談窓口を設置する。</p>	<p>健康づくり課</p>

2 - (4) 予防・まん延防止

具体的対策	担当
<p>● 感染予防とまん延防止策</p> <p>①引き続き、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等の感染予防対策の周知を図る。また、自分が患者になった場合の行動について理解促進を図る。</p> <p>②市内の学校、幼稚園、保育園(所)、社会福祉施設等での感染予防対策の周知を図る。</p> <p>③事業所に対し、感染予防対策を勧奨する。</p>	<p>産業振興課③</p> <p>高齢者生きがい課①②</p> <p>子育て支援課①②</p> <p>福祉課①②</p> <p>健康づくり課①③</p> <p>地域協働課①②</p> <p>教育課①②</p>
<p>● ワクチンの接種</p> <p>①国・県と連携して地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として本人の同意を得て特定接種を行う。</p> <p>②県と連携し、全市民が速やかに接種できるよう、事前に定めた住民接種の接種体制に基づき具体的な準備を進める。</p>	<p>健康づくり課①②</p> <p>各施設所管課①②</p>

2 海外発生期

2 - (5) 医療

具体的対策	担当
<p>● 医療体制の構築</p> <p>①発生国からの帰国者が相談する帰国者・接触者相談センターや帰国者・接触者外来の設置を周知する。</p> <p>②必要に応じ帰国者や濃厚接触者の帰国者・接触者外来等への搬送に協力する。</p>	<p>防災安全課① 健康づくり課① 地域協働課① 消防本部・署②</p>

2 - (6) 市民生活の安定の確保

具体的対策	担当
<p>● 要支援者等への支援</p> <p>新型インフルエンザ等流行時に支援を必要とする高齢者、障害者等の生活支援（見回り、介護、訪問看護、食事の提供等）、搬送、死亡時等の具体的対応の検討を行う。</p>	<p>高齢者生きがい課 福祉課 消防本部・署 各施設所管課</p>
<p>● 食料品等の確保</p> <p>市内流行期に備え、食料・生活必需品の確保ができるよう、市民自らが可能な限り備蓄に努めるよう周知を図る。</p>	<p>防災安全課 地域協働課</p>
<p>● 事業活動の自粛等</p> <p>事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生状況等に関する情報収集に努め、事業継続に不可欠な重要業務の重点化の準備を行うよう周知する。また、状況によっては、新型インフルエンザ等が発生した場合は、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員の出勤停止、受診の勧奨が要請されるため、その周知をする。</p>	<p>産業振興課 各施設所管課</p>
<p>● 遺体に対する適切な対応</p> <p>火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等についての確保を行う。</p>	<p>防災安全課 健康づくり課 市民サービス課 生涯学習課</p>

3 県内未発生期・県内発生早期

<p>3 県内未発生期・県内発生早期（国：発生早期）</p> <p>○国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内では患者が発生していない状態（県内未発生期）</p> <p>○県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態（県内発生早期）</p> <p>◎ 国内患者発生の発表</p> <p>◎ 県内ではじめての患者の発生の確認</p>
<p><目標></p> <p>(1) 県内（市内）発生に備えた全庁的な体制の構築</p> <p>(2) 徹底した封じ込め対策による感染拡大の防止</p> <p>(3) 適切な情報提供による混乱防止</p> <p>(4) 関係機関と連携した対策の強化</p> <p>(5) 医療体制の確保</p>
<p><主な対策></p> <p>(1) 新型インフルエンザ等の発生状況の把握</p> <p>(2) 感染防止策、拡大防止策の徹底</p> <p>(3) 市民に対する適切な情報提供</p> <p>(4) 電話相談体制の強化</p> <p>(5) 医療体制の確保のための関係機関への協力</p> <p>(6) 特定接種、住民接種の実施</p>

3 - (1) 実施体制

具体的対策	担当
<p>● 市対策連絡部・市事務局連絡会議</p> <p>①市対策連絡部または市事務局連絡会議を開催し、具体的な対策を実施するとともに、市内発生に備えた準備を整える。</p> <p>②市対策連絡部または市事務局連絡会議を開催し、感染予防策及び拡大防止策を徹底する。（県内発生の場合）</p> <p>③引き続き、市職員が新型インフルエンザ等になり患し、本計画が実行できなくなることがないように十分な予防策を講じるとともに、市業務の絞込み、休止などを想定しておく。</p>	<p>防災安全課①②③</p> <p>健康づくり課①②③</p> <p>全課③</p>
<p><緊急事態宣言がされている場合の措置></p> <p>● 市対策本部の設置</p> <p>緊急事態宣言が行われた場合は、市対策本部を速やかに設置し、国・県が決定した対策の基本的対処方針を踏まえ、市内発生早期に備えて対策を認識し実施する。</p>	<p>全課</p>

3 県内未発生期・県内発生早期

3 - (2) サーベイランス(発生動向の調査)・情報収集

具体的対策	担当
<p>● 発生情報の収集</p> <p>①引き続きWHO、国、県等から新型インフルエンザ等の発生情報を収集するとともに対策等に関する情報を収集する。</p> <p>②学校、幼稚園、保育園(所)での欠席者等の状況、社会福祉施設等での状況を把握する。</p> <p>③市内の宿泊施設で新型インフルエンザ等発生地域からの宿泊客等がいないかの情報を収集する。</p> <p>④発生国への社員派遣会社からの情報を必要に応じ収集する。</p> <p>⑤関係部署からの情報を共有する。</p>	<p>防災安全課①⑤ 産業振興課③④ 地域協働課⑤ 高齢者生きがい課② 子育て支援課② 福祉課② 健康づくり課①⑤ 教育課②</p>

3 - (3) 情報提供・共有

具体的対策	担当
<p>● 市民への情報提供</p> <p>新型インフルエンザ等の関連情報及び県・市の対策内容、受診方法などを市民に発信するとともに混乱防止を図る。</p>	<p>防災安全課 健康づくり課 地域協働課</p>
<p>● 学校等での対応</p> <p>新型インフルエンザ等の県内(市内)発生状況について、園児・児童・生徒を通じて保護者に周知し、家庭での感染予防策、拡大防止策の徹底を呼びかける。</p> <p>また、臨時休業時の対応について周知する。</p>	<p>子育て支援課 教育課</p>
<p>● 相談窓口の設置</p> <p>状況に応じ、相談窓口の人員増強、開設時間の延長等を実施する。</p>	<p>健康づくり課</p>

3 県内未発生期・県内発生早期

3 - (4) 予防・まん延防止

具体的対策	担当
<p>● 感染予防とまん延防止策</p> <p>①引き続き、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等の基本的な感染予防策の普及徹底を図る。また、自分が患者になった場合の行動についての理解促進を図る。</p> <p>②新型インフルエンザ等発生時に実施され得る患者の濃厚接触者の外出自粛、学校、幼稚園、保育園（所）の臨時休業、集会の自粛等、感染拡大を出来る限り抑えるための対策について周知を行う。</p> <p>③高齢者施設等の基礎疾患を有する人が集まる施設や多数の人が居住する施設等における感染予防策を強化するよう周知する。</p> <p>④市内事業所への感染予防対策の徹底を呼びかける。</p>	<p>防災安全課① 産業振興課④ 高齢者生きがい課①③ 子育て支援課①② 福祉課①③ 健康づくり課①② 地域協働課①②③④ 教育課①②</p>
<p>● 集会等の自粛</p> <p>状況に応じ、市が主催する催し物等各種行事を中止・延期する。また、集会主催者等に対し集会等を自粛するよう協力を呼びかける。</p>	<p>地域協働課 各種行事等担当課</p>
<p><緊急事態宣言がされている場合></p> <p>県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じ、市はその措置に協力する。</p> <p>1 特措法第45条第1項に基づき、市民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。</p> <p>2 特措法第45条第2項に基づき、学校等の施設に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。</p> <p>3 特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について感染対策の徹底の要請を行う。同要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設に対し、特措法第45条第3項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。</p>	<p>県の措置に協力 関係各課</p>
<p>● ワクチンの接種</p> <p>①県と連携し、住民接種（予防接種法第6条第3項に規定する接種）を実施する。また、引き続き特定接種を行う。</p> <p>②住民からの基本的な相談に応じる。</p> <p>③ワクチン接種を推奨し、必要な情報を積極的に提供しておく。</p> <p>④予防接種の副反応報告書及び報告基準を市内医療機関に配付する。</p> <p>⑤接種の実施にあたり、公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として集団的接種を行う。</p>	<p>健康づくり課①②③④⑤ 地域協働課⑤ 関係各課⑤</p>

3 県内未発生期・県内発生早期

具体的対策	担当
<p><緊急事態宣言がされている場合></p> <p>● ワクチン接種の実施</p> <p>住民接種については、政府対策本部が緊急の必要があると認める場合、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。</p> <p>また、市民に対して、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所、方法、相談窓口の連絡先等の周知を行う。</p>	<p>健康づくり課 地域協働課 関係各課</p>

3 - (5) 医療

具体的対策	担当
<p>● 医療体制の構築</p> <p>①引き続き発生国からの帰国者が相談する帰国者・接触者相談センターや帰国者・接触者外来の設置を周知する。</p> <p>②引き続き必要に応じ帰国者や濃厚接種者の帰国者・接触者外来等への搬送に協力する。</p>	<p>防災安全課① 健康づくり課① 地域協働課① 消防本部・署②</p>

3 県内未発生期・県内発生早期

3 - (6) 市民生活の安定の確保

具体的対策	担当
<p>● 要支援者等への支援 新型インフルエンザ等流行時に支援を必要とする高齢者、障害者、また、新型インフルエンザ等にり患し支援が必要な在宅療養患者等の生活支援（見回り、介護、訪問看護、食事の提供等）、搬送、死亡時等の対応等についての支援体制を確保し、実施する。</p>	高齢者生きがい課 福祉課 消防本部・署 各施設所管課
<p>● 食料品等の確保 市内流行期に備え、食料・生活必需品の確保ができるよう、市民自らが可能な限り備蓄に努めるよう奨励する。</p>	防災安全課 地域協働課
<p>● 水の安定供給 水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。</p>	水道課
<p>● 遺体に対する適切な対応 火葬の適切な実施ができるよう、関係部署で連絡調整を行い、もし死亡者が増加し、火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、臨時遺体安置所及び遺体の保存作業等に必要となる人員の確保ができるよう準備を行う。</p>	防災安全課 市民サービス課 健康づくり課 生涯学習課
<p><緊急事態宣言がされている場合> 県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じ、市はその措置に協力する。</p> <p>1 水の安定供給 水道事業の計画等で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置をとる。</p> <p>2 生活関連物資等の価格の安定等 市民生活及び市民経済の安定のために、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、関係事業者等に対して供給の確保や便乗値上げ防止等の要請を行う。</p>	県の措置に協力 関係各課

4 県内感染期

<p>4 県内感染期</p> <p>○県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態</p> <p>○感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む</p> <p>◎国において緊急事態宣言がされた場合、緊急事態宣言がされた旨の発表を行う。</p> <p>⇒県による「県内感染期宣言」の発表。</p>
<p><目標></p> <p>(1) 医療体制の維持</p> <p>(2) 健康被害を最小限に抑える</p> <p>(3) 市民生活、及び経済活動への影響を最小限に抑える</p>
<p><主な対策></p> <p>(1) 市の施設の閉鎖及び学校等の臨時休校等</p> <p>(2) 不要不急の外出、集会等の自粛要請</p> <p>(3) 行政サービスの維持</p> <p>(4) 電話相談体制の拡充</p> <p>(5) 特定接種、住民接種の実施</p> <p>(6) 支援を必要とする市民等への生活支援</p>

4 - (1) 実施体制

具体的対策	担当
<p>● 市対策本部</p> <p>①対策本部会議を開催し、全庁的な対策を一層強化するとともに、流行を抑制する対策を行う。</p> <p>②対策本部長の決定に基づき、市の業務を業務継続体制に移行する。</p> <p>③市民への行政サービスを維持する。</p>	<p>防災安全課①②③</p> <p>健康づくり課①②③</p> <p>全課②③</p>
<p><緊急事態宣言がされている場合の措置></p> <p>● 市対策本部の設置</p> <p>緊急事態宣言が行われた場合には、市対策本部を速やかに設置し、国・県が決定した対策の基本的対処方針を踏まえ、県内感染期の対策を認識し実施する。</p>	<p>全課</p>

4 - (2) サーベイランス(発生動向の調査)・情報収集

具体的対策	担当
<p>● 発生情報の収集</p> <p>①引き続きWHO、国、県等から新型インフルエンザ等の発生情報を収集するとともに対策等に関する情報を収集する。</p> <p>②学校、幼稚園、保育園(所)での欠席者等の状況、社会福祉施設等での状況を把握する。</p> <p>③関係部署からの情報を共有する。</p>	<p>防災安全課①③</p> <p>産業振興課②</p> <p>高齢者生きがい課②</p> <p>子育て支援課②</p> <p>福祉課②</p> <p>健康づくり課①③</p> <p>地域協働課③</p> <p>教育課②</p>

4 県内感染期

4 - (3) 情報提供・共有

具体的対策	担当
<p>● 市民への情報提供</p> <p>① 新型インフルエンザ等の関連情報及び県・市の対策内容、受診方法などを市民に発信するとともに混乱防止を図る。</p> <p>② 状況に応じて示される国・県の対処方針を市民、関係機関に周知する。</p>	<p>防災安全課①② 健康づくり課①② 地域協働課①②</p>
<p>● 学校等での対応</p> <p>新型インフルエンザ等の県内（市内）発生状況について、園児・児童・生徒を通じて保護者に周知し、家庭での感染予防策拡散防止策の徹底を呼びかける。</p> <p>また、臨時休業時の対応について周知する。</p>	<p>子育て支援課 教育課</p>
<p>● 相談窓口の設置</p> <p>状況に応じ、相談窓口の人員増強、開設時間の延長等を実施する。</p>	<p>健康づくり課</p>

4 - (4) 予防・まん延防止

具体的対策	担当
<p>● 感染予防とまん延防止策</p> <p>市民に感染予防策、拡大防止策を徹底するとともに、可能な限り外出を控えるよう呼びかける。</p>	<p>防災安全課 健康づくり課 地域協働課</p>
<p>● 集会等の自粛</p> <p>① 市の関連施設を閉鎖し、原則市が主催する行事等は中止または延期する。</p> <p>② 大規模集会や興行等、不特定多数が集まる活動について、自粛協力を強く呼びかける。</p>	<p>地域協働課①② 行事等関係課①②</p>
<p>● 公共施設等の臨時休業</p> <p>① 小中学校、保育園（所）については状況に応じて臨時休業を実施する。</p> <p>② 私立中学校・幼稚園については状況に応じて臨時休業の実施を呼びかける。</p>	<p>子育て支援課① 教育課①②</p>
<p>● 事業者等の対応</p> <p>① 事業所及び社会福祉施設等に対し、感染予防策・拡大防止策を要請する。</p> <p>② 集客施設、宿泊施設等の営業自粛、企業活動の縮小等、拡大防止策への協力を呼びかける。</p>	<p>産業振興課①② 高齢者生きがい課①② 福祉課①② 生涯学習課①②</p>
<p><緊急事態宣言がされている場合></p> <p>県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じ、市はその措置に協力する。</p> <p>1 特措法第45条第1項に基づき、市民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。</p>	<p>県の措置に協力 関係各課</p>

4 県内感染期

<p>2 特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校等の施設に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。</p> <p>3 特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、感染対策の徹底の要請を行う。同要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設に対し、特措法第 45 条第 3 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。</p>	<p>県の措置に協力 関係各課</p>
<p>● ワクチンの接種</p> <p>引き続き、県との連携により、特定接種、住民接種を実施する。</p>	<p>健康づくり課 地域協働課 関係各課</p>
<p><緊急事態宣言がされている場合></p> <p>● ワクチン接種の実施</p> <p>住民接種については、政府対策本部が緊急の必要があると認める場合、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。</p> <p>また、市民に対して、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所、方法、相談窓口の連絡先等の周知を行う。</p>	<p>健康づくり課 地域協働課 関係各課</p>

4 県内感染期

4 - (5) 医療

具体的対策	担当
<p>● 医療体制の構築</p> <p>帰国者・接触者相談センターの周知、帰国者・接触者外来における診療の広報や、患者等が増加してきた場合は一般の医療機関における診療体制を呼びかける。</p>	<p>健康づくり課 地域協働課</p>

4 - (6) 市民生活の安定の確保

具体的対策	担当
<p>● 要支援者等への支援</p> <p>新型インフルエンザ等流行により生活に支障を来たすおそれのある高齢者、障害者、また、新型インフルエンザ等により患し支援が必要な在宅療養患者等の生活支援（見回り、介護、訪問看護、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応を行う。</p>	<p>高齢者生きがい課 福祉課 消防本部・署 各施設所管課</p>
<p>● 水の安定供給</p> <p>水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。</p>	<p>水道課</p>
<p>● 省エネ等の協力依頼</p> <p>社会機能の低下による影響を最小限にするため、市民及び事業者に対して電気・ガス・水道、その他資源の使用の抑制及びごみ収集業務の維持困難に備えてごみ減量についての協力を呼びかける。</p>	<p>産業振興課 環境課 地域協働課</p>
<p>● 遺体に対する適切な対応</p> <p>火葬の適切な実施ができるよう、関係部署で連絡調整を行い、もし死亡者が増加し、火葬能力の限界を超える事態が起こった場合は臨時遺体安置所を確保するとともに遺体の保存作業等に必要となる人員を確保する。</p>	<p>防災安全課 市民サービス課 健康づくり課 生涯学習課</p>
<p><緊急事態宣言がされている場合></p> <p>県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じ、市はその措置に協力する。</p> <p>1 水の安定供給</p> <p>水道事業の計画等で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置をとる。</p> <p>2 生活関連物資等の価格の安定等</p> <p>市民生活及び市民経済の安定のために生活関連物資等の価格が高騰しないよう、関係事業者等に対して供給の確保や便乗値上げ防止等の要請を行う。</p> <p>3 遺体に関する適切な対応</p> <p>国の要請を受け、尾張北部聖苑に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合は、ただちに臨時遺体安置所等を確保する。</p>	<p>県の措置に協力 関係各課</p>

5 小康期

<p>5 小康期</p> <p>○新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態</p> <p>○大流行はいったん終息している状況</p> <p>◎国において、小康期への移行が発表がされた場合は県の措置を縮小・中止する。</p> <p><目標></p> <p>(1) 市民生活及び経済活動の回復</p> <p>(2) 流行の第二波への備え</p> <p><主な対策></p> <p>(1) 市の施設の閉鎖の解除及び学校等の臨時休業の解除</p> <p>(2) 外出の自粛等、社会活動の制限を終了</p> <p>(3) 情報収集による第二波の早期探知</p> <p>(4) 第一波対応の評価による各種対応の見直し</p> <p>(5) 特定接種、住民接種の実施</p>
--

5 - (1) 実施体制

具体的対策	担当
<p>● 市対策本部</p> <p>①市対策本部の対応に関する評価、見直しを行う。</p> <p>②緊急事態宣言が解除された時に市対策本部を廃止する。</p> <p>③市の行政サービスを段階的に平常時の体制に戻す。</p>	<p>防災安全課①②</p> <p>健康づくり課①②</p> <p>全課③</p>

5 - (2) サーベイランス（発生動向の調査）・情報収集

具体的対策	担当
<p>● 発生情報の収集</p> <p>①流行の第二波に備え、WHO、国、県等から新型インフルエンザ等の発生情報を収集する。</p> <p>②引き続き、学校、幼稚園、保育園(所)での欠席者等の状況、社会福祉施設等での状況を把握する。</p> <p>③関係部署からの情報を共有する。</p>	<p>防災安全課①③</p> <p>産業振興課②</p> <p>高齢者生きがい課②</p> <p>子育て支援課②</p> <p>福祉課②</p> <p>健康づくり課①③</p> <p>地域協働課③</p> <p>教育課②</p>

5 - (3) 情報提供・共有

具体的対策	担当
<p>● 市民への情報提供</p> <p>①市民に小康期に入ったことを周知するとともに、引き続き、流行の第二波に備え、情報提供と注意喚起を行う。</p> <p>②情報提供体制を評価し、見直しを行う。</p>	<p>防災安全課①②</p> <p>健康づくり課①②</p> <p>地域協働課①②</p>
<p>● 相談窓口の縮小</p> <p>状況に応じ、相談窓口を縮小する。</p>	<p>健康づくり課</p>

5 小康期

5 - (4) 予防・まん延防止

具体的対策	担当
<p>● 感染予防とまん延防止策 流行の第二波に備えて、引き続き感染予防策、拡大防止策の徹底を図る。</p>	防災安全課 健康づくり課 地域協働課
<p>● 社会活動等の制限の解除 ①市民等への外出の自粛等、社会活動の制限を終了する。 ②市の関連施設の閉鎖を解除する。 ③小中学校、市立保育園(所)、市内幼稚園の臨時休業を解除する。 ④事業所等への活動自粛の制限を終了する。</p>	産業振興課④ 子育て支援課③ 教育課③ 関係各課①②
<p>● ワクチンの接種 引き続き、特定接種、住民接種の接種を実施する。</p>	健康づくり課
<p><緊急事態宣言がされている場合> 国・県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種を進める。</p>	県の措置に協力・実施 関係各課

5 - (5) 医療

具体的対策	担当
<p>● 医療体制の構築 国・県と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。</p>	健康づくり課 地域協働課

5 - (6) 市民生活の安定の確保

具体的対策	担当
<p>● 要支援者等への支援 新型インフルエンザ等流行により生活に支障を来たすおそれのある高齢者、障害者等への生活支援を縮小・終了する。</p>	高齢者生きがい課 福祉課
<p>● 遺体に対する適切な対応 臨時遺体安置所は状況に応じて、閉鎖する。</p>	防災安全課 健康づくり課 生涯学習課
<p><緊急事態宣言がされている場合> 国・県と連携し市内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。</p>	県の措置に協力・実施 関係各課

《用語解説》

* 1 高病原性鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。鳥インフルエンザウイルスが種差を超えて、鳥から人へと感染するのは、感染した鳥又はその死骸や内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合と限られるとされている。また、人から人への感染はきわめて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

* 2 インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックをひき起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニターゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆる A/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）

* 3 パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染する能力を得て、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

* 4 サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に感染症に関しては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示す。

* 5 新型インフルエンザウイルス

今まで人類が経験したことのない新しい亜型のA型インフルエンザウイルスが発生し、人から人へ感染する能力をもったもの。

* 6 帰国者・接触者外来

発生国から帰国した者や国内患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等有する人を対象とした外来。

愛知県が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

* 7 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した人又は新型インフルエンザ患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等有する人から電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター

* 8 感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

- ・ 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは

新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院

- ・ 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院
- ・ 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院
- ・ 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局

* 9 標準予防策

感染の有無にかかわらず、患者すべての血液、体液、分泌物、排泄物、粘膜、創傷皮膚は感染の可能性のあるものとして考え、手洗い、個人的防護具（手袋、マスク、ゴーグル、フェイスシールド、ガウン）の使用など、適切な感染予防策のこと。